11　第六条の三第十三項の規定又はこの項後段（次項後段において準用する場合を含む。）の規定によりその保存している記録にあつた法人既存特定取引契約者（同条第二十二項第七号に規定する法人既存特定取引契約者をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る実質的支配者の住所等所在地国情報又は法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報に基づき当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す同項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を取得した場合には、当該法人既存特定取引契約者に対し、同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。この場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該報告金融機関等は、当該特定をした当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、当該情報に基づき当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

12　第六条の三第十四項の規定によりその保存している確認記録等に基づき法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、当該確認記録等に当該特定をした国又は地域と異なることを示す法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を取得した場合には、当該法人既存特定取引契約者に対し、同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。この場合において、前項後段の規定は、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときについて準用する。

13　報告金融機関等は、第一項第六号又は第七号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、第六条の三第七項から第九項までに規定する手続を行わなければならない。

14　第六条の三第十九項の規定は報告金融機関等が前項の規定を適用する場合について、同条第二十項の規定は報告金融機関等が法第十条の五第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）を特定した場合について、それぞれ準用する。

15　法第十条の五第六項に規定する政令で定める契約は、次の各号に掲げる契約とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　平成二十八年十二月三十一日以前に個人（特定組合員である個人を除く。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約（次号において「個人既存特定取引契約」という。）同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものに限る。）第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する情報の取得の日からそれぞれ三月を経過する日

二　個人既存特定取引契約（平成二十八年十二月三十一日における特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円以下であるものに限る。）で平成二十九年以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等との間で締結しているものに係る当該各年の十二月三十一日における特定取引契約資産額が平成二十九年十二月三十一日以後最初に一億円を超えることとなつた場合における当該個人既存特定取引契約　その最初に超えることとなつた日の属する年の翌年十二月三十一日

（報告金融機関等の範囲等）

第六条の六　法第十条の五第七項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（第三号から第六号までに掲げる者にあつては、総務省令、財務省令で定める要件を満たすものに限る。）とする。

一　銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び無尽会社

二　保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、共済水産業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

三　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、同条第三十項に規定する証券金融会社、特例業務届出者（同法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。）、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関及び同条第四項に規定する口座管理機関

四　次に掲げる法人（その財産の運用を金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）又は特例業務届出者が同法第二十八条第四項各号に掲げる行為（次号及び第六号において「投資運用業」という。）として行う場合に限る。）

イ　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社

ロ　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人

ハ　株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社

ニ　外国の法令に準拠して設立された法人でイからハまでに掲げる法人に類するもの

五　次に掲げる組合（その財産の運用を金融商品取引業者等又は特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限る。）の契約の区分に応じそれぞれ次に定める者

イ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約　当該組合契約によつて成立する組合の業務を執行する組合員

ロ　匿名組合契約（法第十条の五第七項第六号に規定する政令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。）当該匿名組合契約に基づいて出資を受ける者

ハ　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約　当該投資事業有限責任組合契約によつて成立する同法第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員

ニ　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約　当該有限責任事業組合契約によつて成立する同法第二条に規定する有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項に規定する組合員

ホ　外国におけるイからニまでに掲げる契約に類する契約　当該契約によつて成立する団体に係るイからニまでに規定する者に類する者

六　信託（委託者のみが受益者である信託以外の信託に限り、かつ、その信託財産の運用を金融商品取引業者等又は特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限る。）の受託者

2　前項第三号から第六号までに掲げる者が同項に規定する総務省令、財務省令で定める要件を満たした場合には、その者は、総務省令、財務省令で定める日後、報告金融機関等に該当するものとする。

3　法第十条の五第七項第二号に規定する政令で定める者は、第一項第五号に掲げる者とし、同条第七項第二号に規定する政令で定める場所は、第一項第五号イからホまでに掲げる契約によつて成立する組合又は団体の事務所とする。

（特定取引の範囲）

第六条の七　法第十条の五第七項第三号に規定する政令で定める取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める取引（報告を免れるおそれがない取引として総務省令、財務省令で定める取引を除く。）とする。

一　前条第一項第一号から第三号までに掲げる者との間で行われる場合　次に掲げる取引

イ　預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結

ロ　定期積金等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等をいう。）の預入れを内容とする契約の締結

ハ　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約の締結

ニ　保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約（再保険契約を除く。ヘにおいて「保険契約」という。）の締結